

令和3年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年6月3日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番	今井 健児	2番	芝間 教男	3番	中島 健男
4番	中村 茂弘	5番	森澤 文王	6番	今井 清
7番	村田 桂子	8番	榎本 真弓	9番	森本 信明
10番	滝沢寿美雄	11番	今井 英昭	12番	田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	両角正芳	副町長	小平春幸	教育長	塩澤勝巳
総務課長	齊藤明美	町民課長	荻原義行	企画課長	竹重和明
教育次長	櫻井 豊	建設環境課長	篠原英男		
産業振興課長	今井一行	会計管理者	羽場厚子		
たてしな保育園長	山口恵理	庶務係長	田口 仁		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	羽場雅敏	書記	伊藤百合子
--------	------	----	-------

1. 会議録署名議員の指名

8番	榎本 真弓
9番	森本 信明

散会 午後2時17分

(午前10時00分 開会)

議長（田中三江君） おはようございます。本日から6月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な説明などによる会議時間の短縮とマスク着用をお願いいたします。

なお、夏季により軽装、いわゆるクールビズの実施により、上着やネクタイの着脱については、各自お任せいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部については、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回立科町議会定例会を開会します。

これから本日、6月3日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田中三江君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番議員、榎本真弓君、9番議員、森本信明君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（田中三江君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会議については、榎本真弓議会運営委員長より報告を願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告を願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） 議会運営委員長の榎本です。

会期の検討結果について、ご報告いたします。

会期につきましては、5月20日、議会運営委員会を開催し、令和3年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日6月3日から6月14日までの12日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（田中三江君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月14日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの12日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 本定例会の会期日程を、運営委員会の検討結果に基づき、説明いたします。

本日6月3日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。本会議終了後、第1委員会室において、議会だより編集委員会を開催します。

2日目、4日は午前10時に開会し、議案の質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。本会議終了後、第1委員会室において、立科町土地開発公社理事会及び全員協議会を開催します。

3日目、5日、4日目、6日は休会です。

5日目、7日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

6日目、8日は午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

7日目、9日は午前9時から、第1委員会室において社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

8日目、10日は午前9時から、第1委員会室において総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、11日は委員会予備日です。

10日目、12日、11日目、13日は休会です。

12日目、14日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・議案の採決などを行い、閉会とします。

本会議終了後、全員協議会を開催します。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（田中三江君） 日程第3 町長招集の挨拶。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。木々の緑の深まりとともに、初夏の爽やかな季節を迎えた中、本日ここに令和3年第2回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年は、春先から暖かく乾燥した日が多く、例年になく農作業の準備が進んだように思います。

一方では、早朝の低温により、りんご等が凍霜害に見舞われました。気候変動がもたらす自然災害であり、温暖化による農作物の生育への影響も含め、温暖化対策の重要性を改めて感じた次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症は、重症化しやすい変異株の感染者が増加するなど、主要都市部を中心に感染が急拡大したため、政府は関係都道府県の要請を受け、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置を発出し、新規感染の抑制を図りました。宣言以降、全国の新規感染者数は減少に転じているものの、宣言地域などでは病床が逼迫し、重傷者、死亡者数が高止まりしている状況から、宣言、重点措置とも6月20日まで延長されました。変異株への置き換わりが進む中、依然として厳しい現状にあると認識しております。

幸いにも当町では、町民皆様のご理解、ご協力により、感染状況は落ち着いておりますが、近隣市町の感染状況に鑑みて、立科町でも新規感染者がいつ出ても不思議ではありません。今後も基本的な感染対策を心がけた行動と、偏見、差別、誹謗中傷のない、明るく思いやりのある立科町であり続けられますよう、改めて町民皆様をお願いをする次第であります。

また、佐久市との共同接種体制により、現在80歳以上の高齢者皆様のワクチン接種が行われており、65歳から79歳の高齢者の皆様も、接種予約が取れた方から摂取可能となりました。順調に進めば7月中旬に高齢者全体のワクチン接種が完了する予定であります。

集団接種につきましても、5月23日より、佐久市の2つのホテル会場で始まっております。今後はワクチン量の確保や医療機関の受入れ状況を確認しながら、一般の皆様様のワクチン接種を行ってまいりますので、町民皆様には引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

そして、何よりも厳しい経済状況が続いております飲食・宿泊業等をはじめとする事業者の皆様や、子育て世帯への支援をいたすべく、国の第3次臨時交付金を活用し、町としてでき得る対策を講じてまいります。

なお、支援事業内容につきましては、広報たてしな5月号に掲載したとおり、商品券配布事業、経営継続支援金事業、子育て応援商品券事業、観光事業者応援事業等々、町内事業者の皆様などを支援するための経済対策を適期に進めてまいります。

国内経済に目を向けますと、内閣府が5月18日に発表した2021年1月から3月期の国内総生産GDPは、速報値は物価変動の影響を除いた実質で前期比1.3%減、この成長が1年続いた場合の年率換算で5.1%減とのことであります。マイナス成長は3四半期ぶりで、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、首都圏などで緊急事態宣言が再発令された影響で、個人消費が冷え込んだことが要因との受け止めであり、引き

続き注視をしてまいります。

次に、私が掲げた令和3年度重点施策に基づく、各課の主な実施事業の取組について申し上げます。

総務課関係では、旧保育園跡地の有効活用に関し、活用方針が定まった施設から実施計画を策定し、説明会等を経て、事業推進を図ってまいります。また、防災・減災対策では、一昨年(令和2年)の19号台風の教訓を踏まえ、立科町国土強靱化計画を策定し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を計画的に実施し、強靱な地域づくりの実現に向けた取組を図ってまいります。

企画課関係では、移住・定住の促進に向け、空き家バンク事業により所有者ヒアリングを実施し、空き家の利用促進につなげてまいります。

奨学金返還補助金については、現在制度内容の検討をしており、まとめ次第お示しをしております。また、子育て世代等のワーカー業務受注額拡大に向けた営業活動の強化及び開発合宿・ワーケーション誘致活動を積極的に推し進めてまいります。

ホストタウン事業は、今後の動向を注視する必要がありますが、現状においては徹底した感染症対策を講じながら、事前合宿の受入れを進めていく予定であります。

町民課関係では、3年度最重点事業に位置づけております新型コロナウイルスワクチン接種事業が1日も早く完了するよう、今後とも佐久市との共同接種に全力を挙げて取り組んでまいります。また、県の支援を受けた地域包括ケア市町村搬送型支援事業により、地域包括ケア体制の確立と介護給付費の抑制を目指します。

産業振興課関係では、一昨年(令和2年)の19号台風で被災を受け、令和3年度繰越しとなった橋梁崩落箇所や農地農業用施設の復旧工事について、コロナ禍により建設資材の確保等課題はあるものの、年度内完了を目指して全力で工事を進めております。

蟹窪地区のブドウ畑等への進入路を確保するため、農地耕作条件改善事業により、施設道路の拡幅及び新設道路の整備を実施いたします。また、令和4年度に、長野県植樹祭が当町の南平町有林内で開催が予定されており、今年度は周辺の森林整備を実施いたします。

観光関係では、女神湖体育館や他目的運動場のトイレの洋室化工事をはじめ、観光施設の整備を図り、観光客の受入れ態勢を整えます。

次に、建設環境課関係では、可燃ごみ、特に生ごみの減量化を図るため、地域特性上、コンポスト処理が困難で多量な排出機会が見込める蓼科地区及びたてしな保育園に、生ごみ処理機削減型を設置整備いたします。また、事業所や団体等が排出される生ごみの自己処理を促進するため、大型生ごみ処理機設置に対する補助制度により、ごみの減量化の促進を図ってまいります。

空き家の適正管理を促すため、空家等対策協議会を設置し、空き家等対策計画の協議・策定を行ってまいります。

上水道関連では、岩下水源の濁度対策工事を実施し、温井配水池の取水量確保に努

めます。

次に、教育委員会関係では、小学校低学年棟のトイレの改修や中学校職員駐車場の外灯増設など、教育施設の整備を計画的に実施いたします。

教育支援では、タブレット端末、電子黒板等ICT機器を活用したGIGAスクール構想を推進をしております。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と、母子保健サービス、子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センター事業について、さらなる充実を図っております。

保育園関連では、保育業務支援システムを導入し、保育士の事務処理の効率化と保育の質の向上及び保護者との連絡体制の強化を目指すなど、きめ細やかな子育て支援策を講じてまいります。

以上、主な実施事業について申し上げます。

コロナ禍の中ではありますが、計画した事業については年内、年度内完了を目指し、事業推進を図っております。

最後に、まちづくり創生会議の動向について申し上げます。

コロナ禍の中、3部会とも感染対策を取りながら、精力的にご議論いただき、先般、公共施設部会と移住定住促進部会より提言をいただきました。

なお、産業振興部会につきましては、広範囲にわたり検討を要することから、今しばらく時間が必要とのこととなります。まとめ次第、ご提言いただく予定であります。

町では、各部会からのご提言を尊重しながら、今後の町政運営に生かしていく所存であります。改めて、3部会皆様のご労苦に敬意と感謝を申し上げ、招集の挨拶いたします。

続いて、令和3年3月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げます。その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたのでご覧ください。

3月10日、新型コロナウイルスワクチン接種を佐久市との共同接種を行うに当たり、調印式を行い、現在、既に高齢者の皆様より順次設置を進めております。

3月22日にはまちづくり創生会議の公共施設部会から、26日には移住定住促進部会からそれぞれ提言書の提出を受けました。また、24日にはエフエムとうみと、25日にはエフエム佐久平と、それぞれ災害時における緊急放送に関する協定を締結し、情報伝達の拡充を図りました。

4月8日には国際交流推進協議会において、2020東京オリンピックを控え、駐日ウガンダ共和国大使館代理大使をお迎えし、ホストタウン事業、選手団受入れ準備の確認・調整を行いました。

4月13日、第2回臨時会を招集し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金を活用した7つの事業を盛り込んだ、令和3年度一般会計補正予算（第1号）について議決を賜りました。

なお、3月には卒業・卒園、4月には入学・入園と、それぞれコロナ禍で規模を縮小しての式執行となりましたが、厳粛な中にも和やかに、そして希望に満ちあふれた立科の子供たちの新しい門出に立ち会わせていただき、輝かしい未来に期待を寄せたところであります。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本議会に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例改正3件、補正予算5件、専決処分の承認を求めるもの8件、報告5件です。

なお、最終日に人事案件を追加提案させていただく予定であります。

初めに、議案第37号の条例改正は、福祉医療費の支給方法について、柔道整復施術療養費の現物給付方式導入に伴う改正であります。

議案第38号の条例改正は、子育て支援住宅の入居者の資格について、条文を明確にするための改正であります。

議案第39号の条例改正は、水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新の要件を加えるものであります。

議案第40号 令和3年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ5,513万5,000円を増額し、総額を46億694万7,000円とするものです。

主な内容は、総務費では自治体マイナポイントモデル事業の採択により、キャッシュレス決済の推進等委託経費を、コミュニティ助成事業補助金等では除雪機等の整備など3件の採択によるもの、地域・大学連携推進事業でアイデアの事業化支援委託料等、民生費では低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金等補助金、衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業経費、農林水産業費では森林造成事業、土地改良事業で設計等委託料、商工費では地域交通対策経費でバス路線運行委託料、教育費では小学校の校内放送施設整備工事費等、災害復旧費では農地農業用施設災害復旧経費及び道路橋りょう災害復旧経費を計上しました。その他、4月の機構改革及び人事異動に伴う人件費等、所要の補正をいたしました。

議案第41号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、傷病手当金のほか、職員体制による人件費の補正であります。

議案第42号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第43号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正が主なものです。

議案第44号 令和3年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）は、辺地対策事業債を活用した施設工事費等が主なものであります。

また、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令

和3年3月31日付で専決処分をし、その承認を求めるもの8件、報告は地方自治法180条第1項によるもの1件のほか、令和2年度一般会計、下水道事業特別会計、水道事業会計に係る繰越明許費の報告3件及び令和2年度一般会計事故繰越の報告1件であります。

提案いたします案件につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第4 議会諸報告

議長（田中三江君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸報告をもって報告とします。

次に、森澤文王総務経済常任委員長、報告ありますか。森澤委員長。

5番（森澤文王君） 5番、森澤です。4月20日の議会構成の改選によりまして、これから2年間総務経済常任長を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

常任委員会としての報告は、特にはございません。

議長（田中三江君） 次に、今井 清社会文教建設常任委員長、報告はありますか。今井委員長。

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。社会文教建設常任委員会の活動報告を申し上げます。

5月11日、第1回目の委員会を開催しました。本年度の委員会活動の計画について協議をいたしました。

以上でございます。

議長（田中三江君） これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号～日程第8 承認第4号

議長（田中三江君） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例）から、日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）までの4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第

3項の規定により報告し、承認を求める。本日提出、立科町長。

承認を求めます内容は、立科町付属機関設置条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、令和3年第1回定例会に上程し、制定について議決をいただき、令和3年4月1日から施行となりました。

議決後において、4月1日から新たに立科町空家等対策協議会の設置が確認され、別表への追加が必要になったことから、施行日前に一部改正条例を専決処分いたしました。なお、あわせて既設の立科町健康づくり推進協議会が別表に漏れていたため、追加をしたものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、承認いただけますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日提出、立科町長。

承認を求めます内容は、附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、先ほどの承認第1号と同様の理由で、施行日前に一部改正条例を専決処分いたしました。

第1条で規定する、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、別表に、立科町健康づくり推進協議会委員及び立科町空家等対策協議会委員を追加し、あわせて費用弁償を定めるとともに、設置条例に定めのない立科町教育委員会公の施設指定管理者候補団体選定委員会委員の規定を別表から削除いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、承認いただけますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第3号 処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別表のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日提出、立科町長。

承認を求めます内容は、立科町町税条例等の一部を改正する条例であります。これは、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことにより、これに係る町税条例の改正を行うものでございます。

条例改正につきましては議会の議決が必要なため、本来定例会や臨時会において議決いただくべきものでございますが、国の税制改正に伴うものであり、特に町として独自に規定した条項等がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

主な改正の概要を申し上げます。

個人住民税関係では、新型コロナウイルスの影響による先行きの不透明さなどを背

景に、消費者において住宅取得環境が厳しさを増す中、内需の柱となる住宅投資を幅広く喚起するため、住宅ローン控除の適用期間の延長がされた所得税の改正を踏まえ、個人住民税においても所要の改正をするほか、退職所得課税では、勤続年数が5年以下の者に係る退職所得額の計算の見直しに伴い、計算方法、退職所得申告書の記載事項等についての改正、また扶養控除における国外居住親族の見直しがされたことに伴い、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の改正を行っております。

次に、固定資産税関係では、感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、今年は3年に1度の評価替えの年であり、現行の負担調整措置の仕組みを令和5年度まで継続し、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別措置が講じられることとなったための所要の改正が主なものでございます。

次に、軽自動車税関係では、環境性能割については燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことで燃費性能がより優れた自動車の普及を促進しているところであり、新たな2030年度燃費基準の下で税率が見直され、あわせて、感染症の影響に伴う臨時的軽減措置の適用期限が延長されたことに伴う改正が主なものでございます。

それでは、本文をお願いいたします。

第1条は立科町町税条例の一部改正、第2条は令和2年に改正された立科町町税条例等の一部改正の一部改正となります。

第1条中、第24条第2項の改正は、個人住民税の均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しによるものであり、第34条の7の関係は寄附金税額控除の規定で、国税の改正に合わせ、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金範囲の見直しがされたことに伴う改正でございます。

第36条の3の2及び3の3関係は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う改正及び非課税限度額の取扱いの見直しによる所要の改正でございます。

第53条の関係は退職所得の申告書等に関する規定の改正、第81条の4は法改正に伴い、読替規定を追加するものでございます。

附則第5条関係は、個人住民税所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しによるものであります。

附則第6条関係は、特定の医療費購入額の所得控除制度、いわゆるセルフメディケーション税制が令和9年度まで延長されたものであります。

附則第10条の2関係は、法改正に伴い、法の附則に規定される条例で定める割合の規定について項ずれ等を改めるものでございます。また、追加された第18号は、特定

都市河川浸水被害対策法等の一部改正により、浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置が創設されたことに伴い、条例において割合を定めるものでございます。

附則第11条から附則第13条関係では、令和3年度から令和5年度の3年間における法改正に合わせた改正であり、附則第11条の2では土地の価格の特例について、附則第12条関係は宅地等に対して、附則第13条関係は農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例期間が延長となったことに伴う所要の改正でございます。

附則第15条では特別土地保有税の課税の特例を3年間延長し、附則第15条の2では軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間を9か月延長し、附則第15条の2の2は法改正に合わせ読替規定の追加でございます。

附則第16条関係は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、現行の措置を2年間延長するための改正であります。

附則第16条の2の改正は、条例改正による項ずれを改めるものであります。

附則第25条に追加する第2項については、附則第7条の3の2に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充に合わせ、適用期間を延長するための読替規定でございます。

第2条につきましては法改正に合わせた改正であり、主に項ずれに伴う所要の改正でございます。

附則として、試行期日を令和3年4月1日とするものでございますが、一部寄附金税額控除に関する改正規定及び医療費控除の特例の改正規定は令和4年1月1日から、国外居住親族の取扱いの見直しに係る改正規定は令和6年1月1日から、また、第1条中、附則第10条の2関係で追加された第18号の規定は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日からとし、附則第3条第3項の規定、これは令和2年地方税法等の改正により創設された小中事業者等が所有する事業用家屋等に係る固定資産税の軽減措置について、期間延長するための改正法に規定する施行期日とするものでございます。

以降、第2条は町民税に関し、第3条は固定資産税に関し、第4条は軽自動車税に関し、それぞれ改定に伴う経過措置でございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

承認を求めます内容は、立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

であります。これは、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことにより、これに係る立科町固定資産評価審査委員会条例の改正を行うものでございます。

条例改正につきましては議会の議決が必要なため、本来定例会や臨時会において議決いただくべきものでございますが、国の税制改正に伴うものであり、町として独自に規定した条項等がないため、専決処分をしたものでございます。

税務書類につきましては、法律に基づき実印や印鑑証明の添付を求めている書類を除いて押印を要しないことと改正が行われ、これにより、国税においては各種様式においても押印欄を不要とする改正が行われたところでございます。

地方税法においても、国税と同様に地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについて、原則押印を不要としたため所要の改正を行うものでございます。

第4条第4項に規定する審査申出書への押印及び第8条第5項に規定する口述書への署名押印について、不要とする改正であります。

附則として令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから質疑を行います。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 7番、村田です。

立科町空家等対策協議会設置ということは大変よいことだと思うんですけども、この構成というか、もうこれはいつから設置される予定なのか、今年度はどんな計画なのか教えてください。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

空家等対策協議会の設置につきましては、設置要綱を制定し、4月1日から施行ということで進めております。

内容につきましては、建設環境課長よりお答えさせていただきます。

以上です。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

協議会のほうですが、空家等対策の推進に関する特別措置法の第7条に基づきまして設置するものでございます。こちらのほうに、委員の各、なれる方の例示もございますし、また指針のほうにも弁護士だと司法書士だとかそういう方の例示が出ておりますので、ただいまそちらのほうの人選を事務局のほうで行っております。決まりま

したら各協会等に依頼をかけていく予定になっております。

よろしく願いいたします。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 国の計画に基づいて空き家計画をつくっているいろんな事業を推進するということだと思うんですけど、設置自体全く異論がないんですけど。まだ設置されていないですね。これから人選をし、計画を立てということの段階で、4月1日からもうこのことを設置するというふうにしていいものかどうか。まだ実態がないことについて規定していいんでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

空家等対策協議会のほうなんですけど、規則のほうを定めまして、どういう方をとということと人数等を決めなければ選定、依頼がかけられませんので、まず規則を先行させていただきまして、今人選をしておるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございせんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 立科町空家対策協議会、これを設置してということは大きな前進になると思うんですけど、特に今回地域おこし協力隊の方が、有力な方が入られているので、ぜひそういう方たちの力も大いに活用してやっていただきたいなってことで、大賛成ということで終わります。（発言の声あり）賛成ですけど。

議長（田中三江君） ほかに討論ございせんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。

町税条例の一番最初の第1条なんですけれど、扶養親族の後に「年齢16歳未満の者」というのが加わるということなんですけど、16歳、18歳から成人ということで認められているのはよく分かるんですが、何で16歳なんですか。18歳未満の者というふうなのが扶養親族としては妥当だと思うんですけど、どうしてこの16歳になったんでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

あくまでも今回の条例改正につきましては、国の法律が改正されたことに基づくものでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） それは承知していますけれど、なぜ18歳ではなく16歳になったのか、その背景についてご存じでしたら教えていただきたいと思います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 承知をしていないところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（立科町固定

資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例) について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

ここで、議場換気のため暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時09分 再開)

議長(田中三江君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第9 承認第5号

議長(田中三江君) 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度立科町一般会計補正予算(第11号))を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長(齊藤明美君) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度立科町一般会計補正予算(第11号))について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

本日提出、立科町長。

補正予算書1ページをご覧ください。

令和2年度立科町一般会計補正予算(第11号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,221万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ58億4,225万4,000円とするものでございます。

令和3年3月31日付専決でございます。

2ページから7ページは、第1表歳入歳出予算補正の款項の内容でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は、5款農林水産業費では産地パワーアップ補助金事業、10款災害復旧費では農地農業用施設災害復旧事業及び道路橋りょう災害復旧事業について、令和2年度事業の確定に伴い、それぞれ額の変更を行うものでございます。

9ページ、第3表地方債補正は、事業費の確定により限度額の補正を行いました。

10ページ、11ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括となります。

12ページをお願いいたします。

歳入となります。

1款町税では、2項固定資産税から5項入湯税まで、現年度課税分についてそれぞれ実績に伴う補正でございませう。

2款地方譲与税から16ページの上段、12款交通安全対策特別交付金までは、交付額の確定による補正であります。

11款地方交付税の特別交付税については、3月交付分の額の確定により6,284万1,000円の増額となりました。

13款分担金及び負担金は、主に広域入所の実績による増額補正、14款使用料及び手数料は、各種使用料、手数料をそれぞれ実績により減額補正といたしました。

17ページ下段、15款国庫支出金から、21ページ上段、16款県支出金までは、それぞれの事業実績に伴う補正であります。

21ページ中段、17款財産収入は、別荘等貸付普通賃貸料のほか、更新料、特別賃貸料等の収入実績に伴う補正でございませう。

18款寄附金は、ふるさと寄附金の実績により減額補正し、22ページ、19款繰入金は、寄附金の減額に伴い、それぞれの事業充当額を合わせて減額するものでございませう。

21款諸収入は、それぞれ実績に伴う補正です。

22款町債では、借入額確定に伴い減額補正をいたしました。

25ページからは歳出となります。

事業等の実績に伴い、減額補正が主なものになりますので、主要なものを説明いたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、一般管理経費で講師謝礼等100万円の減額は、コロナ禍の影響により職員集合研修を見合せたものによるものです。また、会計年度任用職員の町村総合事務組合負担金の減額は、負担金率の引下げに伴うものでございませう。

26ページ、5目企画費では、町づくり事業経費で国際交流推進協議会への負担金減額のほか、移住・定住推進経費では補助金で移住定住促進事業、新築住宅補助金の申請実績がなかったための皆減、8目地域情報通信費の修繕料は、降雪や倒木等によるケーブル事故が起きなかったため皆減でございませう。

30ページをお願いします。

7項コミュニティ費は、コロナの影響により休館対応としたための燃料費、光熱水

費等の減額が主なものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費社会福祉費一般経費で、国民健康保険特別会計の繰出金は財政安定化支援事業の確定により254万4,000円を増額し、特別会計へ繰り出すものでございます。

33ページ、2 項児童福祉費 3 目保育所費保育所事業経費の補助金61万7,000円は、多子世帯保育料等補助金の実績に伴う増額です。

34ページ、3 項高齢者福祉費では、特別会計の繰出金の確定による減額のほか、35ページ、居宅介護支援事業経費では、在宅介護に係る入浴サービスや緊急通報サービス等の業務委託料を実績により減額、また補助金の減額は住宅改修補助金の実績なしによる皆減が主なものでございます。

37ページから38ページにかけ、4 款衛生費 1 項保健衛生費 5 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、ワクチン接種時期の遅れにより年度内所要額が減額となったものでございます。

39ページ、5 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費の業務委託料の減額は、有害鳥獣捕獲業務の実績によるもの、また補助金は、産地パワーアップ補助金事業で補助金額の確定による減額となります。

40ページ、2 項林業費では、3 目森林造成事業費で事業面積の確定による減額、4 目林道維持費の業務委託料は、コロナ禍の影響に伴うイベント中止により皆減とするものでございます。

41ページ、6 款商工費 1 項 2 目商工振興費は、主に新型コロナウイルス感染症に係る経済対策補助金及び支援金の実績による減額が主な内容でございます。

3 目地域交通対策費では、廃止路線代替バス運行補助金を利用者の減少等運行実績に伴い増額するものでございます。

42ページ、7 款土木費 1 項土木管理費の負担金は、三才山トンネル、新和田トンネル等有料道路利用者負担軽減事業の実績に伴う減額であります。

2 項道路橋梁費、3 項河川費、4 項住宅費については、それぞれ事業等実績による減額でございます。

44ページ、5 項下水道費では、川西保健衛生施設組合負担金の確定による減額でございます。

8 款消防費は実績による減額であります。4 目防災費の補助金はブロック塀等除去事業は実績により皆減といたしました。

46ページ、9 款 1 項教育総務費 2 目事務局費の教育振興経費、通信運搬費は臨時休校に伴う貸出用のルーター通信費ですが、実績により皆減とし、備品購入費は今年度整備したタブレット端末等の入札差分、補助金は蓼科高校育成会への補助金をバス代補助及び活動補助を実績によりそれぞれ減額してございます。

以降、2 項小学校費、3 項中学校費、4 項社会教育費、5 項社会体育費、6 項施設

管理費まで、それぞれ事業実績に伴う減額でございます。

51ページお願いします。

10款災害復旧費は、1項農林業施設災害復旧費で委託料及び工事費を増額補正し、翌年度へ繰越しといたします。

53ページ、12款予備費は、1億2,058万9,000円を増額し、3億2,676万8,000円といたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 41ページお願いします。商工費です。

コロナの経済対策で肝煎りで予算を組んだわけですが、2,356万も残してしまいました。今、産業振興課になっているのでしょうか。令和2年度においてこれだけ残すということは一体どういうことなのか。きちっと広報し、そして募集をし、商工会に委託しているということもあるかと思うんですけど、一体全体申請がどのくらいあってどのくらいの達成率だったのでしょうか。あまりにも残し過ぎなんじゃないでしょうか。これについて詳細求めます。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） これ全て、最初の実績ということで報告申し上げたものでございまして、ちょっと詳細の資料持ってきてございませんので、別の機会で改めたご報告をさせていただきたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 一応令和2年度の出納閉鎖をして、一応2年度の事業としては終わりだということでまとめられた数字だと思うんですけど、じゃあ課長はこの数字をどうお考えになるか。せつかく予算組んで中小零細業者の皆さんの経済的支援になればということで組んだはずなんですけど、どのようにお考え……。すいません、全体の予算額3,000万でしたっけ。ごめんなさい、ちょっとそこうろ覚えでいけないんですけど、こんなに残したってことについて、事業の推進の仕方とかやり方について、何らかの総括はどのようにお考えなんでしょうか。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） その辺の分析は、今後の決算審査等に向けて私はその準備をしようとしていたところでありまして、今期につきましては令和2年度の実績ということで、申し訳ありませんがその辺の分析等今後やるつもりでおりましたので、ここではちょっと申し上げることができません。

ただ、これはあくまで予算枠を大きく用意しておいたんだけど、結果的に使われる金額少なかったという、これは結果ということなんですけれども、そういうこと

でございます。

よろしく申し上げます。

議長（田中三江君） ほかにございますか。3番、中島健男君。

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。

まず、25ページの庁舎維持管理経費で燃料費が217万1,000円減額になつとるんですけど、この金額、燃料費、ガソリン代だと思ふんですけど、この辺がちょっと大きいような気がするんですけど、内容的にはどのようなことなんでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 予算取りのときは通常の公用車に係る燃料費、例年どおりの計上をさせていただいたところでございますけれども、実際には、実績ということでございますが、分析等はしてございませんが、コロナ等の影響によりまして出張等遠出する機会が少なくなったということが想定されるものと認識をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 3番、中島健男君。

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。

想定された答えなんですけども、やはり一応分析というか中身の確認はしておいていただいたほうがいいかと思ふんですけども、よろしく申し上げます。

あと、46ページ、教育事務費の関係でちょっと説明が早かったもので、もう少しゆっくりもう一度お願いしたいんですけど。これ特に今回のICT教育の関係の話だと思ふんですけど、もう一度よろしく申し上げます。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それではお答えいたします。教育費の備品購入費でよろしいでしょうか。（（全体）の声あり）全体で、すいません。

まず、通信運搬費でございますが、こちらにつきましては臨時休業をした場合のときに貸出用としてルーターの通信費ということで予算計上させていただいたところでございますけども、今回その臨時休業がなかったということでこの費用を皆減いたしました。

また、備品購入費といたしまして、ICTに関わるタブレット端末、また電子黒板等備品の購入をしまして、総額およそ8,890万円程度ということで入札差金が272万円ということで減額をさせていただいたところでございます。

また、補助金につきましてはでございますが、こちらにつきましては蓼科高校育成会補助金といたしまして、バス代金の補助、またポプラアカデミーの補助ということで、実績による減額でございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。

先ほどの件ですが、追跡をお願いします。

先ほど数字、細かい数字は持っていないと、課長もこの4月から産業振興課の課長になって十分引き継ぎがされていないかと思いますが、今教育次長は詳しい数字を含めて手元に資料をお持ちでした。やっぱり補正予算で、専決処分でもうそちらは決めちゃったみたいなことを議会の承認を求めるだけになっていたとしても、一応令和2年度の事業は終わったわけですから、それについての数字を今ここに持ってこないことは私はおかしいと思います。当然質問は予測されるわけなので。

また細かい数字がなかったとしても、全体申請数が大体このくらいあり、それは全体の当初の予想に比べてどのくらいの割合で執行されたのかと。商工会に委託しているわけですが、執行率低いんだと思うんですよ、私、こんなに。1,300万も残っちゃうわけですから。その原因は何なのかくらいのことは、このコロナウイルス対策ということで、町が肝煎りで予算つくったと思いますので、これについては報告がないというのは、手元に数字がないというのはちょっとおかしいなということはおききたいと思います。

後ほどまとめてという報告されたんですけど、この残ったお金というのは令和3年度のほうに生かされているのかどうか。せっかく予算化されているのでこれが新たな経済対策として生かされているのかどうか、そこら辺のこともちょっと、概略で結構ですので、商工会に全て丸投げじゃなくて、町の産業振興の立場からきちっとしたそういう認識は持っていないんじゃないと思うんですが、もう一度お願いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） まず、資料持ち合わせてきていないことに対しては大変おわびを申し上げて、今後気をつけたいと思います。

それから、今のこの下のほうの1,830万の元は3,500万、補正前3,500万に対してこれが減額ということでもあります。いろんな余剰額が非常に大きいように出ているんですけども、当初に予算枠を大きく確保していた、それに対して実績が比較的少なかった、ということがまずは一つだと思います。

それから、この減額分がそのまま同じ事業で令和3年度に生きるかということに対してはそれはそうではなくて、町の全体の、すいません、それで、財源が地方創生臨時交付金大きいので、これは令和3年度にそのまま、令和3年度の商工振興、コロナ対策の事業にそのまま回るわけではありません。その点についてはお答えができるので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（田中三江君） ほかにございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 反対討論します。残念ながら新型コロナということで、令和2年度

は……

議長（田中三江君） 失礼しました。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、専決処分の中の一般会計補正予算、令和2年度一般会計補正予算書について反対討論をいたします。

1点目、というか一番最初のこの補正予算というのは、やっぱり令和2年度は新型コロナに始まり新型コロナに終わったと言っていくくらいコロナ感染症に振り回されました。その中で事業者の皆さんが大変な苦境に陥って、本当に休業、廃業の憂き目を見るような厳しい経済状況にありました。立科町としても、臨時交付金を活用して町独自で事業者の方に30万円とか、軒並みそういう10万円とかいろんな活動、補助制度やってきたんですけども、今伺いますと3,500万円のうち残りが1,800万って、要するに2分の1以上予算を残している形になっています。やっぱり途中で、この対策がどのように行われているのか、申請がしづらくないのか、やっぱり商工会なんかとも連携を密にして、あるいは事業者の皆さんに足を運んで、活用しにくい状況があるのかどうかもつかみながら、施策が有効に活用されるように手だてを取らなくちゃいけないんだと思います。

私、ここがとでも、5割以上残っていることについて大変な、町政の執行に対して、もっと情熱を持ってというか、分け入って事業所の中に入って実態をつかみ、そして施策を有効活用するための努力が必要ではなかったかなということを強く申し上げたいと思います。

令和3年度もいろいろな事業が予定されていますけれど、つまりは商工会任せではなく、町が町の商工業、事業の振興のためにどれほど責任を持って、情熱を持って当たるかという姿勢がうかがえる数字なんじゃないかなということを申し上げて、残念ながらそれが足りなかったんじゃないかなということを指摘して、反対討論としたいと思います。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本件の採決については起立により行います。

本件について原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、承認第5号は賛成多数で承認することに決定しました。

◎日程第10 承認第6号～日程第12 承認第8号

議長（田中三江君） 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））から、日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））についてまでの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の専決処分につきましては、事業実績に伴う補正でございます。

歳入歳出それぞれ2,222万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,012万1,000円とするものです。

令和3年3月31日専決、立科町長。

2ページ、3ページ、4ページまで補正の表になっております。

5ページは事項別明細書。

6ページをご覧ください。

歳入のうち、1款1項国民健康保険税は、決算見込みにより、1目一般被保険者国民健康保険税で1,214万5,000円の増、2目退職被保険者国民健康保険税で39万4,000円の増額補正です。退職被保険者は、後期高齢者への移行によりまして令和元年度末で対象者がおりませんので、過年度滞納繰越分でございます。

7ページをご覧ください。

3款県支出金2項県補助金1目保険給付費等交付金は、普通交付金で療養給付等の確定によりまして2,436万6,000円の減、特別交付金で特定健診診査等負担金等の確定により55万3,000円の増額です。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、実績によりまして254万4,000円の増額です。

2項1目国民健康保険支払準備基金繰入金は、1,524万円の減額で、歳出の補正に合わせて調整したものです。令和2年度での基金取崩しはゼロとなります。

8ページをご覧ください。

8款国庫支出金2項国庫補助金3目その他補助金は、社会保障税番号制度システム

整備費補助金の決定により116万6,000円の増額、6目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により税減免対象となった分に対応する補助金で58万3,000円の増額です。

9ページからをご覧ください。歳出となります。

1款1項1目一般管理費は、主に共同処理事務手数料の実績等により79万1,000円の減額、1款2項町税費は主に郵送料等の実績により7万2,000円の減額、10ページ、3項運営協議会費は、旅費の減額などにより8万円の減額です。

続いて、2款保険給付費は、全て実績による補正となります。

1項1目一般被保険者療養給付費は、1,699万7,000円の減、2目退職被保険者等療養給付費は7万5,000円の減、3目一般被保険者療養費は29万4,000円の減、4目退職被保険者等療養費は10万円の減です。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は580万1,000円の減、2目退職被保険者等高額療養費は10万円の減、12ページ、3目一般被保険者高額介護合算療養費は25万円の減、4目退職被保険者等高額介護合算療養費も25万円の減です。

4項1目出産育児一時金は、財源内訳の変更。

5項1目葬祭費は70万円の減額、死亡者数は7人でした。

6項傷病手当金は、実績がなく105万6,000円の減額。

3款国民健康保険事業費納付金は、13ページ下段から15ページ中段にかけて、財源内訳の変更です。

15ページ下段から、4款保険事業費も実績による減額です。

1項1目特定健康診査等事業費は83万6,000円の減。

16ページ、2項1目保健衛生普及費は99万6,000円の減です。

5款基金積立金も実績により500万円の増額です。これにより、年度末の基金積立残高は1億556万円あまりとなります。

7款予備費は、調整により117万7,000円の減額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

本日提出、立科町長。

令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号）でございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補正でございます。

歳入歳出それぞれ536万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,364万

2,000円とするものです。

令和3年3月31日専決です。

この会計につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合で医療給付及び保険料の賦課を行い、市町村からは賦課された保険料を納付金として広域連合へ支払っているものとなります。

それでは4ページをご覧ください。

歳入になります。

1款1項後期高齢者医療保険料は実績により467万9,000円の減額、3款1項一般会計繰入金も実績により事務費繰入金68万6,000円の減額。

続いて、歳出は5ページからになりますが、1款1項総務管理費は主に電算委託料の減で51万7,000円の減額、2項徴収費は消耗品の減で7万3,000の減額です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の移動や変動に伴う実績により470万円の増額です。

6ページ、3款1項1目保険料還付金は実績により6万5,000円の減額、4款予備費は調整により9,000円の減額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第8号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算書（第4号）でございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補整でございます。

歳入歳出それぞれ1,281万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,521万6,000円とするものです。

令和3年3月31日専決です。

それでは5ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、移動などの実績により57万9,000円の増額です。

4款2項1目調整交付金は、介護給付費等の実績により400万2,000円の増額、6目事務費交付金は、システム改修費補助金の実績により4万5,000円の増額です。

8款1項1目介護給付費繰入金は154万円の減額、2目その他一般会計繰入金は177万6,000円の減額、3目低所得者保険料軽減繰入金は9万9,000円の増額、4目地域支

援事業交付金総合事業部は72万7,000円の減額。6ページ、5目地域支援事業交付金総合事業以外の地域支援事業は86万7,000円の減額です。

8款2項基金繰入金は1,174万6,000円の減額ですが、これは国費、県費の概算払いにより一時的に収入が充足したため、令和3年度に入り精算をいたしますと、同額程度を取り崩して返還する必要があるというふうに見込んでおります。

10款諸収入3項1目負担金は、87万9,000円の減額です。

次に歳出ですが、7ページをご覧ください。

1款総務費1項総務管理費は、財源内訳の変更です。

3項1目介護認定審査会費は実績による佐久広域連合負担金の16万4,000円の減額、2目認定調査費では役務費で主治医意見書作成料の実績により83万7,000円の減、認定調査委託料の実績により49万6,000円の減額です。

8ページ、4項地域包括支援センター費は、財源内訳の変更です。

2款保険給付費1項1目介護サービス等給付費は、主に居宅介護サービス給付費等の実績により806万6,000円の減、2項1目介護予防サービス等給付費は、主に居宅予防住宅改修費補助金等の実績により172万3,000円の減、続く2項3目その他諸費から11ページ上段、2項6目高額医療合算介護サービス費までは、財源内訳の変更です。

続いて、3款1項包括的支援事業・任意事業費です。2目任意事業費、成年後見人等報酬費などの実績により報償費81万6,000円の減、成年後見申立件数の実績により手数料18万2,000円の減、食の自立支援事業実績により業務委託料149万1,000円の減です。

3目在宅医療・介護連携推進事業費、小諸北佐久医療・介護連携推進協議会負担金の減、12ページ、4目生活支援体制整備事業費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により研修会、ワークショップ等の開催を見送ったことに伴う減額です。

5目認知症総合支援事業費は、実績に伴う減額です。

13ページ、3款地域支援事業費2項介護予防・生活支援サービス事業費は実績による減額、3項一般介護予防事業費は財源内訳の変更です。

全体として6款予備費で調整をいたしました。

14ページ以降は、給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから質疑を行います。

日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。

まず、令和2年度で、ページの8ページですけれども、災害臨時特例補助金で増額

が58万3,000円ということになっていました。これは減免分だというふうにおっしゃったんですけれど、これはどういう災害について何件分あったんでしょうか。まず数字を教えてください。

次に、2つ目の質問は、介護でも申し上げますけれど、コロナで国保料の減免制度が国の制度として定着し、当町でも条例改正もしましたけれども、このコロナ関係での国保の減免申請というのはどのくらいあったんでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

ご質問の最初も2番目も、両方ともコロナの影響によります税の減免対応によるものでございます。

まず補助金、これの中身ですけれども、これは感染症に影響した減免対応分として国庫補助金が確定したことに伴いまして、今回増額補正をするものでございます。確定額は72万1,000円、申請は9件ということでございます。

2番目の質問も同様でございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第11 承認第7号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））について、質疑を求めます。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））について質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井です。13ページの予備費の関係でちょっとお伺いします。

今回予備費で300万円増額して400万円ということになっているんですけど、これ見ると余裕があつてこうなったのかどうかということをお伺いしたいのと、介護保険料上げられるというような話でたしか上げたと思うんですが、立科町の介護保険料って大分近隣市町村から比べると高い実態があるかと思うんですが、これの実態等についても併せてお伺いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） まず予備費の増額につきましては、全体の調整で結果として増額をしたものでございますけれども、提案説明の途中でご説明をしたところでございますが、歳入のほうで繰入金を、ページにすると6ページですね。8款繰入金の2項1目準備基金からの繰入金を今回は全額落としておりますが、これは2年度の決算におきましては一旦収入は充足した形になっておりますので落としましたが、3年度の精算にいきますとこれらを国健へ返還するというような精算が生じまして、結果として繰入れが必要になる場合もあると。それは3年度の予算の内容によりますけれども。そうしたことの連続の調整の中で、一時的に予備費を増額という形で今回は調整をさせていただいたというところでございます。

それから介護保険料が高いことにつきましては、これは先般条例改正の折にもご説明をさせていただきましたが、令和2年度末の実質的基金残高が恐らく、およそ3,600万円程度でございますけれども、これを今後3年間で取り崩すという前提で算定をして介護保険料の基準月額というものを定めさせていただいております。報道なんかにあります、大きな市などで基金の繰入れで今回は保険料を上げないですとかというふうなことが見受けられますけれども、財政的な余裕という意味では、当町の場合にはぎりぎりのところという状況でそのようなことにさせていただいたという状況でございます。あくまでも今後3年間のそうした介護サービスの必要な見込みに基づいて算出をしておりますので、ご理解賜りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井です。

今の説明で、いずれにしても基金残高はあるにはあるけれども、今後3年間の予測を見ると厳しいと。そういう状況の中でこのような調整をすることで、解釈のほうでよろしいでしょうか。

それと、今現在の基金残高のほうをもう一度確認、数字でお願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 令和2年度末決算でまいりますと、およそ4,800万円ほどの基金がありますけれども、先ほど来ご説明しております、一旦およそ1,200万円分の取崩しと言わば保留状態という状態になりますので、令和3年度でこれの精算をしますとおおよそ1,200万円分そちらに繰入れが必要になってくると。そうしますと、実質的には現段階では3,600万円ほどの基金の残高であると、このような状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 7番、村田です。同じページというか、ページ数は11ページですけど、任意事業費についてお伺いします。

約250万円更生減していますけれども、これはあれですか、コロナでかなり外出を皆さん心配されて、しないというようなことで外出抑制が起きました。事業の場合は少し多めに見込んでおいて、収入の場合は少なく、事業は多めに見込んでおいて、それで年末調整というふうに私も分かってはいるんですけど、この250万円という金額が更生減したという背景ですが、外出抑制でいろんな介護のサービスを利用しなかったような、サービス抑制が起こってはいないかということちょっと心配するわけですが、事業の見込み、毎年見込んで結果が出るわけですけど、その減り分というか、その割合と比べて令和2年度はどうだったんでしょうか。抑制がかなり行われて事業料が少なかったと言えるのかどうか、そこの認識をお伺いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 全体といたしまして、数字といたしまして一つ一つ比較してはおりませんけれども、傾向としまして、集会ですとか各種講座ですとか、そういったことを見送ったことによりまして、予算上そういった経費が減額になっているということがございます。

まず最初のご質問の3款1項2目の部分につきましては、これはそうした事業とは実はそれほど関係がない部分でございます、内容とすれば成年後見制度の利用支援事業講師、これが講師謝礼と申しますのは成年後見制度、これの相談事例、これがなかった、これは必ずしもあるものではありませんので、実績がなかったがために81万6,000円の減。

それから手数料につきましては、同じく成年後見関係で市町村長が申立てをするときの手数料、これは実績1件ございましたが、これも実際には何件あるか分からないわけですが、それが予算に対しまして実績でこれだけ減額。

それから業務委託料につきましては食の自立支援事業ということで、こちらのほうは内容的に、配食サービスでございますので、ただいまのコロナによる影響というふうなことにはちょっと考えにくい項目になります。内容的に減額になっておりますのはなぜなのかというのはちょっと承知はしておりませんが、その実績による減とい

うところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 失礼しました、そうすると私の場所が間違っていたなと思っているんですけど、さっき私の質問した、コロナによる外出を恐れたいろんなサービス抑制というのは、例えば4番の生活支援だったり認知症統合支援だったり、予防生活支援サービス、こういうところなんではないでしょうか。その金額はあまり大きくないので、あまりこの事業の実施には影響がなかったのかというふうに見るのか、そこら辺はちょっと見る項目を私が間違ったんですけれども。その事業、事業料全体から考えるとそういうサービス抑制というのが行われなかったのかどうか。やっぱり高齢者の皆さんって生活の質に関わるものですから、そういう事業がちゃんと計画どおりに行われなかったというのが、コロナによる影響があったんじゃないかなと心配するんですけれども、そこら辺の認識はいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

ただいまの次の項目のご質問でございますけれども、3款1項4目生活支援体制整備事業、これにつきましては確かにコロナの影響でございますけれども、これは主に委員報酬等ということで研修会やワークショップなどでの講師へ支払うための経費ということで、これらが実際に開催を見送ったということで、そういう意味では提供できなかったというところでございます。次の関係経費も、消耗品や郵送料なんかに關しましても同様のことで、開催を見送ったという影響でございます。

それから5目認知症総合支援事業費、これにつきましては特にコロナということではなくて、認知症の困難事例、こういったことの相談がなかった、これは必ずしもあるというものでありませんが、なかったということの実績に伴うもの、それから職員の人事異動などに伴う負担金などの経費、そういったところで直接的にはこの項目については関係するところはあまりないかなというところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑ございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

(午後0時05分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで、今井産業振興課長から発言を求められていますので、発言を許可します。

今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） お許しをいただきましたので、私のほうから午前中の承認第5号 専決処分関係の、ページでいきますと41ページの関係について、補足の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、526万1,000円の内訳を申し上げさせていただきます。小企業合理化施設事業ということでこちらで40万6,000円の減、たてしなプレミアム商品券の発行事業でマイナスの42万7,000円、それからキャッシュレス決済普及推進事業で316万4,000円、これらの合計が、それとすいません。それプラス、信用保証協会の保証料の実績による減額、こちらが126万4,000円ございまして、この合計が526万1,000円になります。それで、キャッシュレス決済の関係のあまりが比較的大きいように見えるんですが、この事業が1回当たり20%のキャッシュレスの還元があったんですが、1回当たり1,000円の上限、それから1人当たり期間で3,000円という設定をしました。この数字が想定より利用者が少なかったということと、この金額が比較的低めであったがために上限に達してしまって、あまりが出てしまったという分析をしているようでございます。

それから、新型コロナ対策の関係につきましては、第2号で当初の2,500万の予算計上をお願いしました。第4号補正で農業等にまで業種を増やしたということでプラス1,000万にさせていただきます。それで、いろいろ広報の関係は、広報たてしなの掲載をしたり、いろんな関係団体には連絡を取ったり、農協さんにも農業の関係を増やしたということで連絡をしているそうです。したがって、結果的には要件に達している事業者さんがこちらの想定より少なく、結果的に金額が余剰になったんじゃないかということでございます。

ということで、これを午前中に申し上げればよかったんですが、こういうことでお許しいただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

◎日程第13 報告第1号～日程第15 報告第3号

議長（田中三江君） 日程第13 報告第1号 専決処分事項の報告についてから、日程第15

報告第3号 令和2年度立科町一般会計事故繰越の報告についてまでの3件を一括議題とします。

本件について報告を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 報告第1号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

本日提出、立科町長。

次のページからは専決処分書になります。

1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決処分できる事項となっております。この損害賠償額の決定について2件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告を申し上げます。

まず1件目からでございますが、損害賠償の額は8万8,966円、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和2年4月14日午前11時55分、収集運搬業務中の職員が運転する3トンパッカー車が、佐久市小田井328—3付近の交差点において、相手車両のウインカーが点灯していなかったため直進したところ、急に右折してきたため衝突し、相手車両の右側後方荷台部分及び右側後輪を損傷させた物損事故でございます。

なお、この件につきましては専決処分が昨年6月でございまして、本来ですと昨年の7月28日開会の第4回臨時会で3件の専決処分事項の報告の際に併せて報告すべきところ、漏れてしまったことが判明し、今回大変遅れてしまいました。報告をさせていただき、あわせてお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、2件目お願いいたします。裏面をお願いいたします。

損害賠償の額は39万788円、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和3年2月1日午前9時、収集運搬業務中の職員が4トントラックで芦田交差点を左折した際、施錠不備により開いたトラック後方の扉が信号待ちをしていた相手車両右側前方に接触し、ドアミラーの破損と複数箇所へ損傷を与えた物損事故でございます。

報告につきましては以上でございます。

続きまして、報告第2号 令和2年度立科町一般会計繰越明許費の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記繰越計算書のとおり報告いたします。

下記の9事業は、令和2年度内に事業完了しないため、令和3年度に繰越しを行いました。

5 款農林水産業費では、1 項農業費の産地パワーアップ補助金事業は、国の予算繰越しに合わせ令和 3 年度に事業実施するものであり、3 項土地改良費農地耕作条件改善事業は 3 か年計画で進めておりましたが、初年度事業の進捗状況に伴い、また農村地域防災減災事業は県の予算繰越しに合わせ、それぞれ令和 3 年度に実施するものでございます。

以下、7 款土木費から 10 款災害復旧費までは、各事業とも令和元年東日本台風に係る災害復旧工事等の進捗状況により、令和 3 年度に繰り越すものでございます。翌年度繰越額は合計 1 億 7,365 万 4,000 円となります。

本日提出、立科町長。

続きまして、報告第 3 号 令和 2 年度立科町一般会計事故繰越の報告について、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、下記繰越計算書のとおり報告いたします。

5 款農林水産業費では、農地耕作条件改善事業で関係者との協議及び用地交渉に不足の日数を要したことにより、また 10 款災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧事業及び道路橋りょう災害復旧事業で、県事業等の施行需要増により人員確保が困難となった理由により、いずれの事業も令和元年度に予算計上した事業を令和 2 年度に繰り越し進めてまいりましたが、避けがたい事情により、支出負担行為済みの額のうち、年度内に支出が完了しない額合計 3 億 1,985 万 5,626 円を令和 3 年度に事故繰越といたしました。

本日提出、立科町長。

以上で報告は終わります。

◎日程第 16 報告第 4 号～日程第 17 報告第 5 号

議長（田中三江君） 日程第 16 報告第 4 号 令和 2 年度立科町下水道事業特別会計繰越明許費の報告について及び日程第 17 報告第 5 号令和 2 年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題とします。

本件について報告を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、報告願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 報告第 4 号 令和 2 年度立科町下水道事業会計予算繰越明許費の報告について、ご説明させていただきます。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。

1 款下水道費 1 項下水道管理費の立科浄化管理センター実施設計業務委託について、交付金の追加要望で実施したことにより年度中に事業が完了しないため、繰越明許費により全額を本年度に繰越しを行いました。

本日提出、立科町長。

説明は以上であります、よろしくお願ひします。

報告第5号 令和2年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

本日提出、立科町長。

51款水道事業費1項営業費用の温井配水池貯水槽周り排水溝修繕工事について、工事材料の入手が困難で年度中に工事が完了しないため、予算繰越しにより89万6,500円を本年度に繰越しを行いました。

説明は以上であります、よろしくお願ひします。

◎日程第18 議案第37号

議長（田中三江君） 日程第18 議案第37号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願ひします。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第37号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町福祉医療費の支給に関する条例（平成15年立科町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「給付を受けた」を「給付等を受けた」に改める。

附則といたしまして、この条例は令和3年8月1日から施行するというものでございます。

今般の改正は、長野県の補助金交付要綱の改正に伴うものです。「給付」を「給付等」に改めることにより、柔道整復施術療養費について、これまで受診者が診療費用等を一旦診療機関に支払う方式であったものを、受診者の窓口での支払いを自己負担額500円とする現物給付方式にすることにより、受診者の利便性を向上させようとするものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎日程第19 議案第38号～日程第20 議案第39号

議長（田中三江君） 日程第19 議案第38号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部

を改正する条例制定について及び日程第20 議案第39号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第38号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回の一部改正につきましては、第5条の入居者の資格について、入居申込みすることができる者の資格として運用してまいりましたが、現在の表記では誤解を招く恐れがあるため、より明確な表現に変更する改正でございます。

なお、今回の改正は、入居申込資格に変更はなく、また既に入居をされている方への影響はございません。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第39号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回の一部改正につきましては、水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者の指定が5年ごとに更新することとされたため、更新申請時の手数料を定めるものと、水道法施行令の一部改正により条が繰り下げられたため、条の引用先を変更する改正でございます。

施行期日は4月1日でございます。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第21 議案第40号

議長（田中三江君） 日程第21 議案第40号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第40号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和3年度立科町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,513万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億694万7,000円とするものです。

第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

本日提出、立科町長。

2 ページからは、第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

5 ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、地方債の限度額の変更でございます。起債の目的は、一般補助施設整備等事業、限度額を870万円といたします。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

6 ページ及び7 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

8 ページをお願いします。

歳入となります。歳入について、主な補正について説明をさせていただきます。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を事業見込みにより1,083万5,000円増額するものであります。

2項国庫補助金では、1目総務費国庫補助金で地方創生推進交付金212万5,000円、2目民生費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金334万2,000円は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の財源として、全額国費として賄われるものでございます。

3目衛生費国庫補助金1,483万1,000円は、ワクチン接種体制確保事業補助金を増額するものであり、3項委託金1目総務費委託金は、総務省の自治体マイナポイントモデル事業の採択に伴い824万6,000円を計上するものでございます。

16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金は、開発合宿・ワーケーションの開催誘致事業について、佐久地域の重点テーマ該当に伴う補助金の増額によるもの、4目農林水産業費県補助金は、農地耕作条件改善事業の実施設計に係るものでございます。

18款寄附金は、1項7目衛生費寄附金で環境啓発目的の寄附金を実績により計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

19款繰入金2項基金繰入金で、今年度計画をしていましたオレゴン市との海外交流

事業の中止により、基金からの繰入金を皆減といたしました。

20款繰越金は、前年度の繰越金について、今回の補正予算に伴い1,000万円の増額を見込みました。

21款諸収入4項雑入は、今年度採択となりましたコミュニティ助成事業等3件分410万円、22款町債は、農地耕作条件改善事業に係る40万円の増額補正となります。

11ページからは歳出になります。なお、4月1日付の人事異動等に伴う人件費の補正及び組織変更に伴い所管替えとなった事業費につきまして、各款において所要の補正を行いました。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、電算管理経費で使用料はソフトウェアのライセンス料を、負担金は県自治体情報セキュリティ料負担金を、それぞれ年間所要額に不足が生じるため増額補正をするものでございます。

5目企画費では、町づくり事業経費は自治体マイナポイントモデル事業に採択されたキャッシュレス決済の推進と消費喚起の推進に要する経費として、印刷製本費54万7,000円、委託料はa u P A Yシステム及び電算システム改修費として770万円を計上し、町内事業所の支援等につなげるものでございます。補助金410万円はコミュニティ助成事業で、大城区の除雪機等の整備及び立石部落の集会所備品の整備の2件、また地域活動助成事業では、外倉部落の大型遊具の整備1件が採択されたことに伴う補正でございます。12ページ、地域・大学連携推進事業経費425万円の増額は、事業推進を図ってまいりましたタテシナソンの課題を解決し、アイデアの実現に向けた事業化支援や関係人口創出の場づくり等さらなる事業展開を推進するため、国の補助金の内示を受けて行うための事業経費を計上いたしました。地方創生推進事業経費の委託料64万9,000円は、歳入の県補助金で申し上げました開発合宿・ワーケーションの開催誘致事業について、佐久地域の重点テーマ該当に伴い増額補正をするものでございます。

13ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付事務に係る会計年度任用職員1名増員に伴う報酬等であります。

14ページお願いいたします。

7項コミュニティ費では、権現の湯事業経費で、定期点検において不良が確認されたヒートポンプ2基にかかる修繕料として160万6,000円を計上いたしました。

3款民生費1項社会福祉費3目福祉医療費の消耗品費の増額は、制度改正に伴う受給者証の作成料でございます。

15ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業に係る電算システム改修費のほか、補助金として1人5万円の給付金を50人分見込みました。なお、補助金のうち、当初予算に計上のチャイルドシート購入費補助金分を所管変更により、2目子育て支援費補助金へ科目変更を併せて行っております。また、子育て支援事業経費中、印刷製本費、郵送料、委託料、補助金

は、子育て世帯応援給付金事業を商品券事業へ変更したための所要額の組替えでございます。そのほか、記念品代、消耗品費、健診等委託料は所管替えに伴うものでございます。

16ページお願いします。

下段3項高齢者福祉費2目高齢者福祉事業費では、今年度の職員体制による地域包括支援センター業務の会計年度任用職員1名の報酬等を計上いたしました。

4款衛生費1項保健衛生費3目母子保健師では、記念品代はブックスタート事業による絵本代、消耗品費は赤ちゃん訪問用の絵本代、健診等委託料は子育て短期支援事業分として、それぞれ所管替えに伴うものです。15ページ、2款児童福祉費子育て支援事業経費へ組み替えたものでございます。

18ページお願いいたします。

5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、今年度実施のワクチン接種体制確保事業経費で1,483万1,000円、ワクチン接種対策経費で1,083万5,000円を計上し、それぞれ事業の進捗に伴い、必要経費の計上及び組替えをいたしました。

5款農林水産業費1項農業費5目都市農村交流費では、新型コロナ対策として交流促進センターの非接触型体温測定器購入費及び、道の駅管理経費では指定管理者との協議に基づき施設管理委託料のうち、急速充電器にかかる光熱水費、設備保守点検料等について、支出科目変更を行ったものでございます。

20ページお願いします。

2項林業費3目森林造成事業費の委託料は、信州の森林づくり事業で南平地区の搬出間伐にかかる測量設計について、事業面積の増加等に伴う委託料の計上、また3項土地改良費1目土地改良事業費におきましても、農地耕作条件改善事業の実設計について、それぞれ業務委託により早期事業の進捗を図るものでございます。

21ページ、6款商工費1項3目地域交通対策費の委託料570万円の増額は、今年10月から路線バスの廃止に伴い、佐久市と立科町とで地域間幹線を維持するための運行委託料でございます。

22ページお願いします。

2項観光費1目観光総務費では、新型コロナ対策用体温測定器を蓼科出張所へ設置するものでございます。

23ページ、7款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費では、町道3路線の改修等工事を迅速に行うため、測量設計業務の委託料を229万9,000円計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

9款教育費2項小学校費では、密を回避し集会等の代替として音声放送と校内テレビ放送を活用するため、老朽化した放送設備の更新工事のほか、パソコン教室の空調設備更新工事、低学年棟の教室、廊下の一部に換気のため網戸の設置工事費など、合計531万3,000円を増額するものでございます。

また、3項中学校費では、修繕料198万4,000円を計上し、体育館の防球ネットの改修及び不具合が生じている教室等の窓のハンドルの改修を行うものでございます。

4項社会教育費では、今年度に延期をしておりましたオレゴン市への中学生派遣事業の中止により、姉妹都市委員会負担金を皆減いたしました。

10款災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧経費では令和元年度災害の今年度実施分を見込み、修繕料及び補助金をそれぞれ500万円計上し、26ページ、道路橋りょう災害復旧経費では町道2路線の早期復旧に向けた測量設計業務委託料と、工事費は町道1路線と河川2か所の復旧工事費で、合計847万9,000円を計上し、12款予備費で歳入歳出の差額349万1,000円を調整いたしました。

27ページ以降は、給与費の明細書になりますのでご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第22 議案第41号

議長（田中三江君） 日程第22 議案第41号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第41号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,062万5,000円とするものでございます。

本日提出、立科町長。

2ページは、第1表歳入歳出予算補正、3ページは歳入歳出予算事項別明細書になります。

4ページをご覧ください。

3款県支出金2項1目保険給付費等交付金ですが、新型コロナウイルス感染症またはその疑いの影響による傷病手当金について、適用期間がこれまでの令和3年3月31日までから9月30日までに延長されたことに伴う増額です。算出方法は、被保険者のうち、給与収入のある者の1%に当たる11名が60日間適用を受けるというふうに仮に想定をして算出をしております。

7款2項雑入は、令和2年度の精算金として国保連合会から支払われるものです。

5ページから歳出でございます。

2款6項1目傷病手当金は、歳入でご説明した適用期間延長に伴うものです。

4款1項1目特定健康診査等事業費は、国保ヘルスアップ事業の実施に当たり、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の業務量増加等も併せて人員体制を見直し、会計年度任用職員の報酬等112万4,000円を計上するものです。

6ページ、予備費は調整によるものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第23 議案第42号～日程第24 議案第43号

議長（田中三江君） 日程第23 議案第42号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）について及び日程第24 議案第43号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第42号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出第2条、令和3年度立科町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款下水道事業費用第1項営業費用について、147万2,000円増額し3億8,693万8,000円とし、第4項予備費を147万2,000円減額し2万8,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、職員給与費「1,190万9,000円」を「1,382万5,000円」に改めます。

本日提出、立科町長。

2ページをご覧ください。

収益的支出ですが、第1款下水道事業費用1項営業費用について、6目総係費では職員人事異動による147万2,000円の増額、4項予備費について147万2,000円の減額でございませう。

3ページは、令和3年度立科町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（税抜き）となっております。

4ページ以降は、給与明細書になっておりますのでご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第43号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理

由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出第2条、令和3年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第51款水道事業費用第1項営業費用について、257万9,000円増額し2億6,561万6,000円とし、第4項予備費を257万9,000円減額し902万9,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、職員給与費「2,181万7,000円」を「2,396万3,000円」に改めます。

本日提出、立科町長。

2 ページをご覧ください。

収益的支出ですが、第51款水道事業費用1項営業費用について、2目配水及び給水費では職員人事異動及び会計年度任用職員の勤務条件変更による218万4,000円の増額、4目総係費では水道施設クラウド監視通報装置用端末のネットワーク設定委託及び会計年度任用職員の勤務条件変更による39万5,000円の増額、4項予備費について257万9,000円の減額でございます。

3 ページは、令和3年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（税抜き）となっております。

4 ページ以降は、給与明細書となっておりますのでご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第25 議案第44号

議長（田中三江君） 日程第25 議案第44号 令和3年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 今井 一行君 登壇〉

産業振興課長（今井一行君） 議案第44号 令和3年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に2億7,632万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,656万4,000円とします。

地方債の補正ですが、第2条、地方債の変更は第2表地方債の補正による。

本日提出でございます。

2 ページは、第 1 表歳入歳出予算補正です。

3 ページは、第 2 表地方債補正でございます。

起債の限度額を 3 億 2,280 万円に改めます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

4 ページは、歳入歳出予算の事項別明細の総括になります 5。

5 ページは、事項別明細の歳入でございます。

2 款繰越金は、企業会計からの繰越金が確定しましたので 772 万 9,000 を増額いたします。

4 款町債は、辺地対策事業債として 2 億 6,860 万円を増額いたします。

6 ページは、事項別明細の歳出になります。

1 款 1 項索道事業費 1 目リフト事業費 14 節工事請負費としまして、白樺高原国際スキー場、しらかば 2 i n 1 スキー場への人工降雪機及び I C ゲートシステムの整備工事費として 2 億 6,865 万 3,000 円を計上いたしました。

歳入歳出の差額 767 万 6,000 円は、2 款予備費で調整をいたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 26 陳情第 3 号

議長（田中三江君） 日程第 26 陳情第 3 号「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める陳情書は、5 月 18 日までに受付をいたしました。上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は、質疑の際にお願いいたします。

また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後 2 時 17 分 散会）